**徳島市建築物のエネルギー消費性能向上計画認定に関する制度要綱**

**（趣旨）**

1. 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）の施行については、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号。以下「政令」という。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第５号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

**（用語の定義）**

**第２条**　この要綱において使用する用語の定義は、法に定めるもののほか、次の各号に掲げる用語の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

1. 性能向上計画認定　法第３０条第１項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定をいう。
2. 性能向上計画認定に係る技術的審査　性能向上計画認定に係る同項第１号に掲げる基準の適合性に関する技術的審査をいう。
3. 審査機関等　法第１４条第１項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成１１年法律第８１号。以下「住宅品質確保法」という。）第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。

**（審査機関等による性能向上計画認定に係る技術的審査）**

**第３条**性能向上計画認定の申請をしようとする者は、審査機関等による性能向上計画認定に係る技術的審査を受けることができる。

**２**市長は、省令第２０条第１項に規定する申請書の提出があった場合において、当該申請書に審査機関等が法第３０条第１項第１号に掲げる基準に適合していることを証明する書類（以下「性能向上計画認定に係る適合証」という。）が添付されているときは、同号に掲げる基準に適合しているものとみなすことができる。

**（性能向上計画認定の申請における添付図書等）**

**第４条**省令第２０条第１項に規定する市長が必要と認める図書は、次のとおりとする。

1. 審査機関等による性能向上計画認定に係る技術的審査を受けた場合にあっては、当該審査機関等が交付する次のいずれかの書類

　　　　　ア　性能向上計画認定に係る適合証

　　　　　　　イ　住宅品質確保法第６条第１項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成１３年国土交通省告示第１３４６号）に基づく断熱等性能等級5、6または7及び一次エネルギー消費量等級６（令和４年10月１日に現存する建築物の住宅部分にあっては断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4または5も可（増改築等をする部分を除く。）。）に適合しているものに限る。）の写し。

1. 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

　　　**２**省令第２０条第３項に規定する市長が不要と認める図書は、次のとおりとする。

1. 省令第２０条第１項の表の各項に掲げる図書のうち、当該図書に明示すべき事項の全てが性能向上計画認定に係る適合証又は当該性能向上計画認定に係る適合証の交付を受けるために審査機関等に提出した書類に明示されているもの
2. 前号に掲げるもののほか、市長が不要と認める図書

**（性能向上計画認定の申請の取り下げ）**

**第５条**性能向上計画認定の申請をした者は、当該申請を取り下げようとするときは、市長が性能向上計画認定をする前に、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請取下げ申出書（様式第１号）によりその旨を市長に届出なければならない。

**（任意の構造計算適合性判定）**

**第６条**建築主事は、法第３０条第３項の規定による通知を受けた場合において、審査に係る建築物が建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第６条の３第１項に規定する構造計算適合性判定を要するものであるときは、申請者に対し、同条第７項に規定する適合性判定通知書又はその写しの提出を求めるものとする。

**（性能向上計画認定をしない旨の通知）**

**第７条**市長は、性能向上計画認定をしないときは、その理由を付して、建築物エネルギー消費性能向上計画不認定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

　　　**２**市長は、前項の規定による通知をするときは、申請者が提出した省令第２０条第１項に規定する申請書の副本を返却するものとする。

**（性能向上計画認定に係る建築物の状況報告）**

**第８条**認定建築主は、法第３２条の規定により市長が求めるときは、認定を受けた計画に係るエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の状況のうち市長が求める事項について、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の新築等状況報告書（様式第３号）により市長に報告しなければならない。

**（性能向上計画認定に係る建築物の新築等の取りやめ）**

**第９条**認定建築主は、性能向上計画認定に係る建築物の新築等の取りやめようとするときは、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の新築等を取りやめる旨の報告書（様式第４号）に省令第２４条第２項に規定する通知書（法第３１条第１項の規定による市長の認定を受けた場合にあっては、省令第２７条の規定により読み替えて準用する省令第２４条第２項に規定する通知書）を添えて、市長に報告しなければならない。

**（性能向上計画認定の取消し）**

**第１０条**市長は、法第３４条の規定により性能向上計画認定を取り消すときは、その理由を付して、建築物エネルギー消費性能向上計画認定取消通知書（様式第５号）により当該性能向上計画認定を受けた者に通知するものとする。

**（性能向上計画認定に係る建築物の完了報告）**

**第１１条**認定建築主は、性能向上計画認定に係る建築物の建築等が完了したときは、速やかに、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の新築等が完了した旨の報告書（様式第６号）に工事監理報告書その他必要な図書を添えて、市長に報告しなければならない。

**（委任）**

**第１２条**この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

**附則**

この要綱は平成28年４月１日から施行する。

　**附則**

この要綱は平成29年4月1日から施行する。

**附則**

この要綱は令和3年４月1日から施行する。

**附則**

この要綱は令和7年４月1日から施行する